

## 令和4年度タクシー・貸切バス事業者運行緊急支援金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付するタクシー・貸切バス事業者運行緊急支援金（以下「支援金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営状況に加え、燃料価格高騰による厳しい経済的打撃を受けるタクシー事業者や貸切バス事業者に対し、今後の事業継続を支援し、県民の移動手段の維持・確保に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) タクシー事業者

県内においてタクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。

#### (2) 貸切バス事業者

県内において貸切バス事業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。

#### (3) タクシー車両

道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、県内においてタクシー事業に供する車両をいう。ただし、専ら福祉輸送限定事業に使用する車両及び県、市町村等からの委託を受けて運行する車両として保有するものを除く。

#### (4) 貸切バス車両

道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、県内において貸切バス事業に供する車両をいう。

### (支援対象事業者)

第4条 対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たすタクシー事業者及び貸切バス事業者をいう。

(1) 県内に本店又は営業所を有していること。

(2) 令和4年4月1日時点において、当該タクシー事業又は貸切バス事業（休業していないものに限る。）を行っていたこと。

(3) 当該タクシー事業又は貸切バス事業について、申請日時点において休業し、又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思を有していること。

(4) 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言をしていること。

(5) 自己又は自己の法人の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 前号のイからキまでに掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (7) 県税に未納がないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、申請者が申請日時点において保有する車両のうち、県内で届出（道路運送法第15条第3項に規定する届出をいう。以下同じ。）されている車両（休車しているものを除く。以下同じ。）の数に応じて、次の各号に掲げる事業者の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、予算の範囲内で交付する。この場合において、車両の数の算定に当たっては、県内で届出されている車両のうち、令和4年4月1日時点の車両の数又は交付決定日時点の車両の数のいずれか少ない数を上限とする。

- (1) タクシー事業者 1台当たり5万円
- (2) 貸切バス事業者 1台当たり20万円

(支援金の交付の申請)

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者が、規則第4条第1項の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和4年度タクシー・貸切バス事業者運行緊急支援金	令和4年度タクシー・貸切バス事業者運行緊急支援金交付申請書兼請求書	別記様式第1	1	ア 履歴事項全部証明書（法人）又は住民票及び前年度の確定申告書の写し（個人） イ 支援金対象車両の車検証又は運輸支局で許可を受けている車両の台数が確認できる書類の写し ウ 支援金申請台数内訳書 エ 納税証明書（栃木県の県税に未納がないことの証明書）	各1	令和4年11月30日

(交付申請の回数)

第7条 支援金の交付申請の回数は、1事業者につき1回とする。

(支援金の交付)

第8条 知事は、交付の決定をした後、速やかに申請者に対し支援金を交付するものとする。

(適用除外)

第9条 支援金の交付に当たり、規則第11条及び第13条の規定は適用しない。

附 則

この要領は、令和4年度の支援金に限り適用する。